平成２３年（フ）第１０４６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北１丁目10番３号
債務者　中村三千男
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１０７号
福岡市城南区樋井川６丁目26番２―207号
債務者　藤　　謙司
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６０号
福岡市南区和田１丁目２番29―202号
債務者　白水　辰美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１７４号
福岡市中央区白金２丁目11番30―604号
債務者　末吉　昭朗
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１７５号
福岡市中央区白金２丁目11番30―604号
債務者　末吉　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１９５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋278番地１英苑101号
債務者　篠嵜　哲爾
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２１９号
福岡市中央区平尾１丁目10番18―202号
債務者　小林　令二
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２３２号
福岡県太宰府市御笠１丁目６番50号
債務者　原田　松夫
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２３９号
福岡市早良区室見５丁目９番１―202号
債務者　朝倉　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４６号
福岡市博多区東月隈４丁目８番７―403号
債務者　深堀　千鶴
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５０号
福岡県大野城市山田２丁目18番25号
債務者　古瀬幸三郎
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５１号
福岡市西区下山門団地38番208号
債務者　瀧井　祥子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２７１号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番１号
債務者　山下さよ子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２７５号
福岡市博多区美野島２丁目４番１―502号
債務者　下村　　優
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８８号
福岡市中央区荒戸１丁目11番21号
債務者　北平　　育
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９７号
福岡市中央区梅光園団地２番606号
債務者　高尾美津子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０１号
福岡県福津市宮司５丁目３番３号
債務者　二宮　久幸
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３３５号
福岡市博多区吉塚３丁目28番12号
債務者　坂口　俊樹
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部